

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位:千円)

事業名	景観形成推進事業	細事業名	新継区分	継続事業			
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	景観法				
	1 豊かな緑と清流を守る		京都府景観条例				
	(5)景観保全のルールづくり						
事業計画期間	平成 23 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費		
現状の課題	本市は景観行政団体の認定を受けており、国の景観法に基づく景観計画を策定し市の主体的な景観形成のための事業を推進することが緊急の課題である。早期に市民とともに市域の良好な景観資産を形成・保全するためのルールづくりを行う必要がある。	平成22年度 予算現額			1,050		
		平成23年度	市民とともに景観保全について考える場づくり 景観形成保全活動の推進 景観条例・景観計画の整備	景観保全の主体的な市民活動の広がり 景観審議会(仮称)の開催 3回	1,032		
			平成24年度	市民とともに景観保全について考える場づくり 景観形成保全活動の推進 景観条例・景観計画に基づく保全施策の運用		景観保全の主体的な市民活動の広がり 景観審議会(仮称)の開催 3回	932
				平成25年度		市民とともに景観保全について考える場づくり 景観形成保全活動の推進 景観条例・景観計画に基づく保全施策の運用	
具体的な実施内容	多くの市民が誇りと感じている市域の優れた景観資産について、良好な形成と保全のための方針を具体化する市独自の景観条例や景観計画等を整備するとともに、市民とともにを行う取り組みを検討する。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費					
事業の目的	市の財産である良好な景観を保全するとともに、市民の意識を高め景観形成と保全のための主体的な活動の展開を促す。						
事業の効果	市民とともに、”きらめく「森・里・街」”の市の魅力に一層磨きをかけ、さらに市域の景観資産を全国に情報発信して、地域の価値を高め観光振興、定住促進につなぐ。						